

行橋市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年6月1日～)

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位	
種類	項目					
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	39単位	
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合	2,349単位	77単位	
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合	3,727単位	123単位	
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	287単位	287	
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(-) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	
A2	2621 訪問型独自サービス23		(-) 所要時間45分以上の場合	220単位	220	
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	163単位	163	
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2) 1週に2回程度の場合			23単位減算	-23
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3) 1週に2回を超える程度の場合		37単位減算	-37	
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合	3単位減算	-3	
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(-) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23		(-) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2	
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合	2単位減算	-2	
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算		
A3	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算		
A4	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算		
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)	100単位加算	100	
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)	200単位加算	200	
A2	6102 訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の245/1000加算		
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の224/1000加算		
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の182/1000加算		
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の145/1000加算		
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の221/1000加算	
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の208/1000加算	
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の200/1000加算	
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の187/1000加算	
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の184/1000加算	
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の163/1000加算	
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の163/1000加算	
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の158/1000加算	
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の142/1000加算	
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の139/1000加算	
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)		所定単位数の121/1000加算		
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)		所定単位数の118/1000加算		
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)		所定単位数の100/1000加算		
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)		所定単位数の76/1000加算		

行橋市 訪問型サービス(独自)サービスコード表(令和6年6月1日～)

	新規
	変更
	廃止

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定単位				
種類	項目								
A2	1111 訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	1,176単位	1,176	1月につき			
A2	2111 訪問型独自サービス11日割		日割の場合	÷ 30.4日	39単位	39	1日につき		
A2	1211 訪問型独自サービス12		(2) 1週に2回程度の場合			2,349	1月につき		
A2	2211 訪問型独自サービス12日割		日割の場合	÷ 30.4日	77単位	77	1日につき		
A2	1321 訪問型独自サービス13		(3) 1週に2回を超える程度の場合			3,727	1月につき		
A2	2321 訪問型独自サービス13日割		日割の場合	÷ 30.4日	123単位	123	1日につき		
A2	2411 訪問型独自サービス21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		287単位	287	1回につき		
A2	2511 訪問型独自サービス22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179単位	179			
A2	2621 訪問型独自サービス23			(二) 所要時間45分以上の場合	220単位	220			
A2	1411 訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163単位	163			
A2	C211 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11		高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	12単位減算		-12	1月につき
A2	C220 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割				日割の場合	÷ 30.4日		1単位減算	-1
A2	C212 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12	(2) 1週に2回程度の場合				23単位減算	-23	1月につき	
A2	C213 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C214 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13	(3) 1週に2回を超える程度の場合			37単位減算	-37	1月につき		
A2	C215 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割	日割の場合		÷ 30.4日	1単位減算	-1	1日につき		
A2	C216 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算21	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の指定相当訪問型サービスである場合		3単位減算	-3	1回につき		
A2	C217 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算22		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	2単位減算	-2			
A2	C218 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算23			(二) 所要時間45分以上の場合	2単位減算	-2			
A2	C219 訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		2単位減算	-2			
A2	6001 訪問型独自サービス同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算	1月につき			
A3	6003 訪問型独自サービス同一建物減算2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算				
A4	6002 訪問型独自サービス同一建物減算3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算				
A2	4001 訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算		200単位加算	200	1月につき			
A2	4003 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算(Ⅰ)		100単位加算	100	1月につき		
A2	4002 訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2) 生活機能向上連携加算(Ⅱ)		200単位加算	200			
A2	6102 訪問型独自サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算		50単位加算	50	1回につき			
A2	6269 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ	ヘ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の245/1000加算	1月につき			
A2	6270 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の224/1000加算				
A2	6271 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(3) 介護職員処遇改善加算(Ⅲ)		所定単位数の182/1000加算				
A2	6380 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(4) 介護職員処遇改善加算(Ⅳ)		所定単位数の145/1000加算				
A2	6381 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ1		(5) 介護職員処遇改善加算(Ⅴ)	(一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)		所定単位数の221/1000加算			
A2	6382 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ2			(二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)		所定単位数の208/1000加算			
A2	6383 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ3			(三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)		所定単位数の200/1000加算			
A2	6384 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ4			(四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)		所定単位数の187/1000加算			
A2	6385 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ5			(五) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)		所定単位数の184/1000加算			
A2	6386 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ6			(六) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)		所定単位数の163/1000加算			
A2	6387 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ7			(七) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)		所定単位数の163/1000加算			
A2	6388 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ8			(八) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)		所定単位数の158/1000加算			
A2	6389 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ9			(九) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)		所定単位数の142/1000加算			
A2	6390 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ10			(十) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)		所定単位数の139/1000加算			
A2	6391 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ11	(十一) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)			所定単位数の121/1000加算				
A2	6392 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ12	(十二) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)			所定単位数の118/1000加算				
A2	6393 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ13	(十三) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)			所定単位数の100/1000加算				
A2	6394 訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅴ14	(十四) 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)			所定単位数の76/1000加算				
A2	6278 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算	(1) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)		所定単位数の63/1000加算				
A2	6279 訪問型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ		(2) 介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)		所定単位数の42/1000加算				
A2	6281 訪問型独自サービスベースアップ等支援加算		介護職員等ベースアップ等支援加算		所定単位数の24/1000加算				